

入札説明書 一般競争入札総合評価方式（施工体制確認型）

【本工事の主な試行対象等は、一括審査方式、専任補助者、地元資材の活用率、難工事の実績評価、週休2日の実績評価、契約後VE方式、入札時に工事費内訳書の提出義務、余裕期間の設定、参考見積書、週休2日、過去2年度間の低入札工事の成績評価、生産性向上チャレンジ工事、熱中症対策工事である。】

name_bu 沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所の「令和6・7年度羽地・大保・漢那・金武ダム植栽管理工事」、「令和6・7年度北部5ダム植栽管理工事」に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札説明書等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

本入札説明書に記載の工事は、技術資料等を共通化できる2件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて2件の工事が別々に案件登録されているため、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書（様式1-1、1-2）の提出及び入札が必要である。

1. 公告日 令和6年12月17日

2. 契約担当官等 → →

name_of 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局 北部ダム統合管理事務所長 國場 善秀
〒905-0019 沖縄県名護市大北3丁目19番8号 ←

3. 工事概要

(1) 工事名 ①令和6・7年度羽地・大保・漢那・金武ダム植栽管理工事

「工事名」 (電子入札対象案件) (電子契約対象案件)

②令和6・7年度北部5ダム植栽管理工事

(電子入札対象案件) (電子契約対象案件)

(2) 工事場所 ①沖縄県名護市字田井等地内 羽地ダム外3箇所

②沖縄県国頭郡東村字川田中上原地内 福地ダム外4箇所

(3) 工期 (余裕期間制度活用工事)

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：①令和7年4月1日から令和8年3月19日まで。

工期：②令和7年4月1日から令和8年3月19日まで。

(余裕期間：①契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで)

(余裕期間：②契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで)

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

(4) 工事内容

別冊図面及び仕様書のとおり。

(5) 工事の実施形態

- 1) 本工事は、企業・配置予定技術者の技術力について記述した競争参加資格確認資料（以下「技術資料等」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（施工能力評価型Ⅱ型）の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認するとともに、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査・評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
 - 2) 本工事は、沖縄県内に本店を有する企業から資材を調達する比率を評価する試行工事である。
 - 3) 本工事は、沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港事業を除く。）の発注した「難工事」に指定された完了工事の実績を評価する試行工事である。
 - 4) 本工事は、沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港事業を除く。）及び沖縄県土木建築部（港湾空港事業を除く。）の発注した工事において、「週休2日実施証明書」の交付を受けた完了工事の実績を評価する試行工事である（※週休2日実施証明書：令和2年4月1日以降に公告され、週休2日の達成を確認した完成工事に対し、成績評定通知書とあわせて交付するもの。）。
 - 5) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
 - 6) 本工事は、資料の提出、入札を原則として電子入札システムで行う対象工事である。
なお、下記①の場合で電子入札システムにより難しい場合は、発注者の承諾を得た場合に限り紙提出、紙入札方式に変えることができる。
 - ① 会社代表者の変更等に伴いICカードの再発行を申請中の場合で技術資料等の提出期限までにICカードが入手不可能な場合は、次の受付窓口に相談すること。
 - ② 紙入札方式の承諾に関しては、次の受付窓口及び受付時間に承諾願を提出するものとする。
(ア) 受付窓口：〒905-0019 沖縄県名護市大北3丁目19番8号
沖縄総合事務局 北部ダム統合管理事務所 総務課
電話 0980-53-2442（代表）
(イ) 受付時間：令和6年12月18日（水）から令和7年1月16日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分（期間最終日の受付は12時00分）まで。
③ 電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体の入札手続に影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。
④ 以下、本説明書において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は、全て上記の発注者の承諾を前提として行われるものである。
 - 7) 本工事は、入札時に工事費内訳書の提出（業務委託料がある場合は、その内訳書も含む。）を義務付ける試行工事である。ただし、概略発注方式となっている項目の内訳書については提出する必要はない。
- (6) 本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

- ① 本方式の実施方式としては、
- イ 単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。）において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）
 - ロ 包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）
があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。
- ② 受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。
- ③ その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。
- (7) 本工事は、沖縄総合事務局開発建設部及び開発建設部の事務所（港湾空港関係を除く。）における過去2年度間の低入札工事の工事成績が71点未満の場合は総合評価の得点を減点する試行工事である。
- (8) 本工事は、現場経験の少ない技術者の技術向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下、専任補助者という。）を配置することができる試行工事である。
- (9) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、①工事は、『羽地ダム』、『大保ダム』、『漢那ダム』、『金武ダム』②工事は、『福地ダム』、『新川ダム』、『安波ダム』、『普久川ダム』、『辺野喜ダム』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算の試行工事」である。
- (10) 本工事は、参考見積書を技術資料等と併せて提出する試行工事である。
- (11) 本工事は、公共工事の担い手の中長期的な育成・確保の促進を目的とした、月単位で週休2日を確保する試行工事（受注者希望型（現場閉所））である。また、更なる休日の質の向上を図るため、完全週休2日（土日）を取り組むことができる。完全週休2日（土日）を達成した場合は、工事成績評定において評価する。なお、当初発注時点においては、月単位の週休2日以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているが、週休2日の取組を希望しない場合や、現場閉所の達成状況に応じて補正分を減額変更する（詳細は特記仕様書を参照。）。
- (12) 本工事は、男女別の環境改善型トイレ（「快適トイレ」という。）の設置について、推進する工事である。詳細については、特記仕様書を確認すること。
- (13) 本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、新技術活用の促進を図るために、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
以下に示す新技術のうち原則1技術以上を選択したうえで活用を行うものとする。
- ①「i-Constructionにおける「ICTの全面的な活用」について」（令和2年3月31日付け国官技第399号、国総公第118号）に基づき適用する技術
 - ②新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
 - ③「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成26年3月28日付け国官総第344号、国官技第319号）のテーマ設定型（技術公募）で作成された技術比較表に掲載されている技術

④新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

⑤その他、技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されており、公共工事等において実用段階に達している技術であって、当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

なお、当初の予定価格は標準積算によるものとし、①以外の新技術については設計変更の対象としない。

- (14) 本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組を実施することができ、取組の履行及び効果が確認された場合、工事成績評定で優位に評価する。

本取組を実施する場合、施工計画書に、現場における生産性向上に資する施工手順の工夫や既存技術の効果的活用等を位置づけ、履行義務として取り扱うものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。

- (15) 本工事は、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う試行工事である。工期中における日最高気温が30度以上の日の状況に応じて補正值を算出し、精算変更時に現場管理费率に加算する試行工事である。詳細については、特記仕様書を確認すること。

- (16) 本工事は、難工事指定の工事である（詳細については令和2年1月10日付沖縄総合事務局記者発表を参照）。

- (17) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

- (18) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

4. 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている有資格業者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄総合事務局における令和5・6年度一般競争参加資格のうち「造園工事A等級又はB等級」の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成21年4月1日から技術資料等の提出期限日までに、次に掲げる工事を元請として完成・引渡しが完了した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）にあっては、構成員の1社以上が次に掲げる施工実績を有すること。

次の要件を満たす施工実績を有すること。

「同種工事(企業)」

・同種工事：植栽工事又は植栽管理工事の施工実績。

・より同種工事：ダムにおける植栽工事又は植栽管理工事の施工実績。

「同種工事(技術者)」

※より同種工事とは、申請する同種工事の施工実績の中において「より同種性の高い工事」の施工実績を優位に評価するためのものであり、より同種工事の実績がなくとも参加資格がないとして不合格になるものではない。

※コリンズで竣工登録が確認できない場合は、「施工計画書」又は「工事数量総括表」等工事の内容が分かる資料を添付すること。

当該実績が沖縄総合事務局開発建設部及び開発建設部の事務所又は国土交通省の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。）に係る実績である場合においては、工事成績評定点が65点未満のものは除く。

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、請負代金が4,000万円以上の場合は、専任で配置できること。また、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合、専任を要する期間において当該工事に専任で配置できること。

なお、本工事は、余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

本入札説明書において配置予定技術者は、3. 工事概要で記載する工事件数を上限数とし、複数設定して申請できる。複数の工事に参加を希望する場合でも技術資料に記載する技術者は同一の者とする。なお、上限数を超えて申請した場合は不合格とする。ただし専任補助者は含まない。

また、専任補助者を配置する場合、専任補助者は上記(4)に掲げる同種工事の要件を満たす工事現場に従事した経験に加え、下記①、③、④、⑤に示す資格を有する者であること。要件を満たさない場合は、入札への参加は認めない。

- ① 1級又は2級造園施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
- (ア) 技術士（建設部門、森林部門（選択科目を「林業」又は「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「森林－林業」又は「森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者
 - (イ) 建設業法第7条第2号イ、ロで定める者。
 - (ウ) 登録基幹技能者が主任技術者となる場合にあっては、登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。但し、「造園工事」に対応する登録基幹技能者であること。
 - (エ) これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ② 専任補助者を配置する場合、主任技術者又は監理技術者は、以下の(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たす施工経験があること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

専任補助者を配置しない場合、主任技術者又は監理技術者は、以下の(ア)の要件を満たす施工経験があること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、経常JVにあっては、構成員のうち1社の配置予定技術者が施工実績を有すること。

なお、当該工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部及び開発建設部の事務所又は国土交通省が発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。）に係る経験である場合においては、工事成績評定点が65点未満のものは除く。

- (ア) 平成21年4月1日から技術資料等の提出期限日までに上記(4)に掲げる同種工事の要件を満たす工事現場に従事した経験を有する者であること。
- (イ) 過去5年間（平成31年4月1日から技術資料等の提出期限日まで。）に、沖縄

総合事務局開発建設部及び開発建設部の事務所が発注した工事（港湾空港関係を除く。）の工事の現場代理人もしくは監理（主任）技術者としての施工経験があること。（(イ)は専任補助者を配置する場合の主任技術者又は監理技術者のみ適用。）

また、配置予定主任技術者又は監理技術者が、評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

なお、出産・育児等とは、次のとおり。

- ・産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業。）。
- ・育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業）及び介護休業（同条第2号に規定する休業。）をいう。

- ③ 配置予定監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。技術資料等提出期限日に監理技術者資格者証が有効期限切れである場合は、資格を認めない。ただし、技術資料等の提出期限日に監理技術者講習修了証が有効期限切れである場合は、監理技術者講習の受講予定が証明できる資料を添付するものとする。
- ④ 配置予定の主任技術者及び監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料（監理技術者資格者証の裏表、又は事業所（会社）名が入っている健康保険被保険者証（保険証（写）の保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施してから提出すること）等）の写しを提出すること。その明示がなされない場合は入札への参加は認めない。また、入札の執行日（開札日）以前に3ヶ月以上の雇用関係があること。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の臨時休業に伴う育児のため、要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないとする。
- ⑤ 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」又は「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として配置していることが確認された場合は契約を解除する。
- ⑥ 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の要件を全て満たさなければならない。
- (ア)建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- (イ)監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (ウ)監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (エ)同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。

(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

- (オ) 特例監理技術者が兼務できる工事は上記3.(1)①工事で大宜味村、名護市、宜野座村、金武町内、②工事で国頭村、東村内の工事でなければならない。
 - (カ) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (キ) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (ク) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - (ケ) 特例監理技術者が兼務できる工事は、当初契約金額が3億円未満の工事でなければならない。
- (6) 沖縄総合事務局開発建設部及び開発建設部の事務所が発注した工事（港湾空港関係を除く。）で当該工種「造園工事」における過去2年度の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満ないこと。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術資料等の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年8月6日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者（出向元及び派遣元含む。）と資本若しくは人事面（出向及び派遣含む。）において関連がある建設業者ないこと。

なお、6.(1)に示す設計業務等の受託者との関係の有無を提出すること。

- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄総合事務局開発建設部競争契約入札心得（以下「競争契約入札心得」という。）第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合。

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年度法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等または更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委

- 員である取締役
- (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590号第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行するものであって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
 - (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。
 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (10) 沖縄県内に建設業法に基づく本店が所在すること（経常JVの場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地とする。）。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 添付を義務付けた資料及び記載内容が確認できる資料の添付がない場合は、書類不備により、参加資格の確認ができないものとして不合格とする。また、参考見積書が提出されなかった場合も不合格とする。（規格や数量など、記載を求めている項目が抜けている場合も同様とする。）。

5. 総合評価に関する事項 has_eval_phrase

(1) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

1) 評価項目

①-1 企業の能力等（加算点1）

- ・同種工事の施工実績、工事成績、低入札工事の工事成績、優良施工工事表彰、工事事故等、難工事実績、週休2日工事実績

①-2 企業の能力等（地域精通度・貢献度）（加算点1）

- ・地域内における拠点の有無、地元資材の活用率、災害協定締結の有無、ISO認証取得、登録基幹技能者の活用

②配置予定技術者の能力等（加算点2）

- ・同種工事の施工経験、工事成績、優秀工事技術者表彰、継続教育（CPD）の状況

③賃上げの実施（加算点3）

④施工体制

- ・品質確保の実効性、施工体制確保の確実性

2) 評価基準及び得点配分

①-1 企業の能力等（加算点1）

評価内容	評価基準	配点	得点
------	------	----	----

平成21年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績	より同種で、沖縄総合事務局（開発建設部）の実績あり	3.00	/3.0
	同種で、沖縄総合事務局（開発建設部）の実績あり	2.25	
	より同種で、国土交通省、旧公団、沖縄県（土木建築部）、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度の実績あり	2.25	
	同種で、国土交通省、旧公団、沖縄県（土木建築部）、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度の実績あり	1.50	
	より同種で、他省庁、沖縄県（土木建築部以外）、県内市町村、県外自治体、民間公益企業の実績あり	1.50	
	同種で、他省庁、沖縄県（土木建築部以外）、県内市町村、県外自治体、民間公益企業の実績あり	0.75	
	より同種又は同種で民間の実績あり	0.00	
沖縄総合事務局開発建設部及び開発建設部の事務所（港湾空港関係を除く。）での過去4年度間の同一工種における工事成績の平均点	80点以上	3.00	/3.0
	79点以上 80点未満	2.70	
	78点以上 79点未満	2.40	
	77点以上 78点未満	2.10	
	76点以上 77点未満	1.80	
	75点以上 76点未満	1.50	
	74点以上 75点未満	1.20	
	73点以上 74点未満	0.90	
	72点以上 73点未満	0.60	
	71点以上 72点未満	0.30	
	71点未満又は実績なし	0.00	
	71点以上	0.00	/-8.0
沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く。）での過去2年度間の低入札工事の最も低い工事成績（同一工種）	65点以上 71点未満	-4.00	
	65点未満	-8.00	
	71点以上	0.00	
沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く。）での過去2年度間の元請として同一工種における優良施工工事表彰の有無。	局長表彰の実績あり、又はインフラDX大賞（工事・業務部門）での国土交通大臣賞の受賞実績あり	2.00	/2.0
	事務所長（部長）表彰の実績あり、又はインフラDX大賞（工事・業務部門）での優秀賞の受賞実績あり	1.00	
	表彰かつ授賞実績なし	0.00	
過去3ヶ月間における工事事故等状況	事故等なし	0.00	/-4.0
	事故等による文書警告・注意あり	-2.00	
	事故等による指名停止あり	-4.00	
難工事実績	実績あり	1.00	/1.0
	実績なし	0.00	
週休2日工事実績	交付実績あり（通期の週休2日（4週8休）かつ現場一斉閉所日を達	1.00	

◇同種工事とは4.(4)に明示しているとおりである。

- ・植栽工事又は植栽管理工事の施工実績。

◇より同種工事とは、施工実績の厳格な評価を行うために「より同種性の高い工事」の施工実績を優位に評価するものであり、次のとおりとする。

- ・ダムにおける植栽工事又は植栽管理工事の施工実績。

◇施工実績における発注機関別の実績等は次のとおりとする。

- ・他省庁とは、他の省庁及び沖縄総合事務局開発建設部及び開発建設部の事務所（港湾空港関係を除く。）以外の部をいう。
- ・旧公団とは、旧道路公団（高速道路（株））、旧水資源開発公団（独立行政法人水資源機構）及びこれを同等と認められる機関をいう。（入契法施行令第1条を参照）
- ・沖縄県（土木建築部以外）とは、沖縄県（土木建築部以外）、沖縄県公社及びこれと同等と認められる機関をいう。
- ・県外自治体とは、沖縄県以外の都道府県、政令指定都市、沖縄県以外の県公社、県外市町村をいう。
- ・民間公益企業とは、JR、電力、NTT等とし、国立大学法人も含むものとする。
- ・民間とは、上記以外の機関をいう。

◇工事成績についての留意点は次のとおりとする。

- ・成績点の平均点は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位止めとする。

- ・実績無しとは、過去4年度間で沖縄総合事務局開発建設部及び開発建設部の事務所（港湾空港関係を除く。）の施工実績がないもの若しくは工事成績評定がされていないものをいう。

◇表彰についての留意点は次のとおりとする。

- ・元請けとして優良施工工事表彰（インフラDX大賞（工事・業務部門）の受賞含む。）を受賞した後、沖縄総合事務局長から指名停止を受けた場合は、それ以降、その表彰実績は評価対象外とする。

①－2 企業の能力等（地域精通度・貢献度）（加算点1）

評価内容	評価基準	配点	得点
地域内における本支店、営業所等の有無	国頭村、東村、大宜味村、名護市、今帰仁村、本部町、宜野座村、恩納村、金武町内に本店あり	3.20	/3.2
	上記以外	0.00	
沖縄県内に本店を有する企業から資材を調達する比率	当該工事において使用する全資材品目数（但し、個々の資材の数量は関係なし。）の75%以上を県内業者から調達予定	1.40	/1.4
	当該工事において使用する全資材品目数（但し、個々の資材の数量は関係なし。）の50%～75%未満を県内業者から調達予定	0.70	
	当該工事において使用する全資材品目数（但し、個々の資材の数量は関係なし。）の50%未満を県内業者から調達予定	0.00	
沖縄総合事務局、沖縄県、沖縄県内市町村との災害協定締結の有無（所属する協会等が災害協定を締結している場合も含む。）（提出期限日から過去2年以内）	総合事務局との災害協定締結あり	2.40	/2.4
	県市町村との災害協定締結あり	1.20	
	災害協定締結なし	0.00	
IS09001あるいはIS014001認証を取得している	IS09001及びIS014001認証の両方を取得している。	2.00	/2.0
	IS09001認証を取得している。	1.20	

	ISO14001認証を取得している。	0.80	
	どちらの認証も取得していない。	0.00	
登録基幹技能者の活用として、延べ1ヶ月以上の従事期間の有無	1ヶ月以上の従事あり	1.00	/1.0
	1ヶ月以上の従事なし	0.00	

②配置予定技術者の能力等（加算点2）

配置予定技術者として主任技術者又は監理技術者の他に専任補助者（現場代理人との兼務は認める。）を配置する場合は、主任技術者又は監理技術者の評価に替えて専任補助者の施工能力で全ての項目（項目毎に選択はできない。）を評価する。

なお、専任補助者は、上記4.(4)に掲げる同種工事の要件を満たす工事現場に従事した経験に加え、4.(5)①、③、④、⑤に示す資格を有する者であること。

評価内容	評価基準	配点	得点
平成21年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の施工経験	役職経験有り		/8.0
	・より同種で、沖縄総合事務局（開発建設部）の実績あり	8.00	
	・同種で沖縄総合事務局（開発建設部）の経験あり ・より同種で、国土交通省、旧公団、沖縄県（土木建築部）、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度の実績あり	6.00	
	・同種で、国土交通省、旧公団、沖縄県（土木建築部）、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度の実績あり ・より同種で、他省庁、沖縄県（土木建築部以外）、県内市町村、県外自治体、民間公益企業の実績あり	4.00	
	・同種で、他省庁、沖縄県（土木建築部以外）、県内市町村、県外自治体、民間公益企業の実績あり	2.00	
	上記以外	0.00	
	80点以上	8.00	
	79点以上 80点未満	7.20	
	78点以上 79点未満	6.40	
	77点以上 78点未満	5.60	

	7 1 点以上 7 2 点未満	0.80	
	7 1 点未満又は実績なし	0.00	
沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く。）での過去4年度間の元請として同一工種における優秀工事技術者表彰又は若手優秀技術者の表彰。	局長表彰の実績あり（※海外インフラプロジェクト優秀工事技術者：国土交通大臣賞）	3.00	/3.0
	事務所長（部長）表彰の実績あり（※海外インフラプロジェクト優秀工事技術者：国土交通大臣奨励賞）	2.00	
	なし	0.00	
継続教育（C P D）の状況（技術資料等提出期限日から過去1年間に発行された単位取得状況）	推奨単位以上	1.00	/1.0
	推奨単位未満	0.00	

- ◇同種及びより同種、配置予定技術者に関する発注機関別の考え方は、施工実績に準ずる。
- ◇役職経験有りとは、監理技術者、主任技術者、現場代理人での工事実績を有する場合をいう。
- ◇工事成績についての留意点は次のとおりである。
- ・実績無しとは、過去8年度間で沖縄総合事務局開発建設部及び開発建設部の事務所又は国土交通省（いざれも港湾空港関係を除く。）の施工実績がないもの若しくは工事成績評定がされていないものをいう。
- ◇表彰についての留意点は次のとおりとする。
- ・優秀工事技術者表彰（若手優秀技術者の表彰含む。）は、表彰を受けた本人が当該工事の配置予定技術者（主任技術者等）として登録された場合に評価する。
 - ・優秀工事技術者表彰（若手優秀技術者の表彰含む。）を受賞した時に雇用関係にある企業が沖縄総合事務局長から指名停止を受けた場合は、それ以降、その表彰実績は評価対象外とする。

③賃上げの実施（加算点3）

評価内容	評価基準	配点	得点
賃上げの実施を表明した企業	令和6年4月以降に開始する最初の事業年度または令和7年（暦年）において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること（大企業）	3.00	/3.00
	令和6年4月以降に開始する最初の事業年度または令和7年（暦年）において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること（中小企業等）	3.00	
	上記以外	0.00	

④施工体制（施工体制評価点）

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適正な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0	/15.0
	工事の品質確保のための適正な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0	
	その他	0.0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適正な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0	/15.0
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保	5.0	

	されていることなどにより、適正な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	
	その他	0.0

(2) 技術評価点について

競争参加資格が認められた者に以下の点数を与える。

- ・技術評価点 = 標準点 + 加算点 + 施工体制評価点とする。

① 標準点

入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には、標準点として100点を与える。

② 加算点（加算点の最大は43点とする。）

ア) 加算点1：[上記(1)1)①（企業の能力等）]は得点を加算点として与え、最大20点とする。

- ・加算点1 = 貴社の得点

イ) 加算点2：[上記(1)1)②（配置予定技術者の能力等）]は得点を加算点として与え、最大20点とする。

- ・加算点2 = 貴社の得点

ウ) 加算点3：[上記(1)1)③（貨上げの実施）]は得点を加算点として与え、最大3点とする。

- ・加算点3 = 貴社の得点

加算点 = (加算点1 + 加算点2 + 加算点3)

③ 施工体制評価点

施工体制評価点は、上記(1)2)④の評価基準に基づき、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性について各々に点数を与える。最大30点。

なお、入札参加者の申込みに係る価格が、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については90%、共通仮設費については80%、現場管理費については80%、一般管理費については30%をそれぞれ乗じ、さらに100分の110を乗じて得た金額を合計した価格をいう。）に満たない場合は、審査を特に重点的に行う。

④ 総合評価

価格及び技術資料等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、①、②及び③により得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価値 = 技術評価点（標準点+加算点+施工体制評価点）/入札価格

(3) ヒアリングの実施（施工体制の審査）

入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格（別紙参照。）に満たない者については、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。また、併せて、調査基準価格を超える者についてもヒアリング（電話での確認行為）を実施する。

① 日 時： 令和7年3月25日（火）

※日時の詳細（変更等）については、追って連絡します。

② 場 所： 〒905-0019

沖縄県名護市大北3丁目19番8号

沖縄総合事務局 北部ダム統合管理事務所 会議室

- ③ 資料の提出： 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格（別紙参照。）に満たない者に対しては、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。（別紙参照。）

また、調査基準価格を超える者についても必要に応じて追加資料を求める場合がある。

なお、ヒアリングの際に追加資料の根拠を求められた場合は、それを提示して説明するものとし、その説明が無い場合又は明確な回答がない場合は施工体制評価点を0点とするとともに標準点及び加算点も0点にする場合がある。

- ④ 追加資料提出の連絡

： 下記11. (1)②の開札の後、令和7年3月3日（月）17時00分までに入札参加者あてに連絡する。

- ⑤ 追加資料の提出期限

： 令和7年3月12日（水）17時00分まで。

なお、一度提出した追加資料の修正及び再提出は認めない。また、提出期限日を過ぎた追加資料は受け付けないものとする。

- ⑥ 提出先

： 〒905-0019

沖縄県名護市大北3丁目19番8号

沖縄総合事務局 北部ダム統合管理事務所 総務課

電話 0980-53-2442（代表）

- ⑦ 提出方法

： 提出先へ直接持参又は郵送によるものとし、電送（ファクシミリ）による提出は認めない。

なお、郵送の場合も提出期限内に必着させることとし、期限を過ぎたものは受け付けない（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）。

- ⑧ その他

： 入札参加者別のヒアリング日時については、追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名とする。

追加資料（別紙に定める様式）の提出を行わない場合、内容に不備がある場合、ヒアリングに応じない場合及び配置予定技術者が出席しない場合（ただし、天災、事故、病気等、特別な場合を除く。）は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。審査方法の概要は、別紙のとおり。

(4) 落札者の決定方法

落札者の決定は、次の①から③の要件に該当する者のうち、上記(2)によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

- ① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
② 評価値が、標準点を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。
③ 提出した技術資料等及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること（以下「要求要件」という。）。

(5) 評価内容の担保

技術資料等に提示された地元資材活用比率表、登録基幹技能者の活用期間に記載された内容を遵守することについては、契約図書に記載するものとする。

なお、受注者の責により評価された内容が満足できない場合は、工事成績評定を減ずる措置を行う。

① 地元資材の活用

- ・地元資材活用比率が未達成の場合は 1 点減ずる。

② 登録基幹技能者の活用

- ・登録基幹技能者の活用期間が未達成の場合は 1 点減ずる。

6. 設計業務等の受託者等

(1) 4. (8) の「3. (1) に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

- ・(一社) 沖縄しまたて協会

(2) 4. (8) の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。

① 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。

(ア) 子会社等と親会社等の関係にある場合。

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合。

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、

(ア) については、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第255号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等または更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

7. 担当部局

〒905-0019 沖縄県名護市大北3丁目19番8号

沖縄総合事務局 北部ダム統合管理事務所 総務課

電話0980-53-2442（代表）

8. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び技術資料等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4. (2) の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び技術資料等を提出することができる。この場合において、4. (2) 以外に掲げる事項を満たしているときは、開札の時において、4. (2) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格を

有することの確認を行うものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4.(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び技術資料等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間：令和6年12月18日（水）から令和7年1月16日（木）まで。
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分（期間最終日の受付は12時00分）まで。
- ② 提出場所： 7. に同じ
- ③ 提出方法： 申請書及び技術資料等の提出は、原則として電子入札システムにより受付を行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式にて行う場合は、申請書及び技術資料等を持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着。）により提出するものとし、電送（ファクシミリ）による提出は認めない。
本入札説明書に記載の複数の工事に参加を希望する場合、
ア) 申請書（別記様式1-1、1-2）及び参考見積書（別記様式16）は、参加を希望する全ての工事に提出すること。
イ) 技術資料等（別記様式2～7-5、別記様式13-①又は様式13-②）は、参加を希望するいずれか1件の工事に添付すること。
ウ) 技術資料等を添付しない他の工事には、技術資料等に代えて「別記様式15」を電子入札システムの「技術資料欄」に添付し提出すること。
なお、「別記様式15」が提出されていない場合は、技術資料等を添付しない他工事への参加希望がないものとして扱う。
- ④ 提出部数：正1部とする。
- (2) 申請書は、「別記様式1-1及び1-2」により作成すること。
- (3) 4.(4)の施工実績及び4.(5)の配置予定技術者の経験の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあっては、我が国における同種工事の施工実績及び経験をもって行う。
- (4) 技術資料等は、次に従い作成すること。
以下の①同種工事の施工実績及び②配置予定技術者の資格・工事経験については、平成21年4月1日から技術資料等の提出期限日まで、元請けとして工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載する。なお、以下の様式に記載する同種工事の施工実績及び工事経験において、国土交通省が発注した工事（港湾空港関係を除く。）にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。又、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績及び表彰においては、国土交通省が発行する認定証及び表彰状の写し及び当該工事の内容について確認できる資料を添付するものとし、認定証及び表彰状が未達の場合等、認定証及び表彰状の写しを提出できない場合は、国土交通省が認定対象及び表彰対象を通知した文書の写しを添付すること。
・「同種工事の施工実績」（別記様式2）に記載する工事。
・「配置予定技術者の資格・工事経験」（別記様式3）の「工事の経験の概要」に記載する工事。
・「専任補助者の資格・工事経験」（別記様式3【専任補助者用】）の「工事の経験の概要」に記載する工事。
- ① 同種工事の施工実績（別記様式2）
4.(4)に掲げる資格があること及び5.(1)①-1に掲げる評価を判断できる施工実

績を、別記様式2に記載すること。記載する施工実績の件数は1件とする。なお、「より同種工事」とは、施工実績の厳格な評価を行うために「より同種性の高い工事」の施工実績を総合評価項目において優位に評価するためのものであり、より同種工事の実績がなくとも参加資格がないものとして不合格になるものではない。

- ② 配置予定技術者の資格・工事経験（別記様式3、別記様式3－2 審査対象期間の追加事由（配置予定技術者又は専任補助者））
- ア) 4. (5)に掲げる資格があること及び5. (1)②に掲げる評価を判断できる配置予定技術者の資格、工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に記載すること。記載する同種工事の経験の件数は1件とする。また、配置予定技術者に求められる資格取得の公的証明書の写しを添付すること。

なお、記載できる配置予定技術者は、3. 工事概要で記載する工事件数を上限数とし、複数設定して記載できる。複数の工事に参加を希望する場合でも技術資料等に記載する技術者は同一の者とする。なお、上限数を超えて記載した場合は不合格とする。ただし専任補助者は含まない。

また、配置予定技術者が、5. (1)②「配置予定技術者の能力等」の各評価項目（継続的教育の状況は除く。）における評価の対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。評価対象期間の追加については、産前・産後・育児・介護休業のいずれか又は複数を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価の評価対象期間以前の期間に加えるものとする。取得期間は年単位とし、1年未満の場合は切り上げた期間とする。

休業期間は、別記様式3－2に記入し、併せて、その取得状況を証明する書類の写しを添付する。証明書類の写しは、休業期間の確認できるものに限る。

- イ) 「より同種工事」とは、工事経験の厳格な評価を行うために「より同種性の高い工事」の工事経験を総合評価項目において優位に評価するためのものであり、より同種工事の実績がなくとも参加資格がないものとして不合格になるものではない。
- ウ) 配置予定技術者に加えて専任補助者（現場代理人との兼務は認める。）も配置する場合は、4. (5)に掲げる資格があること及び5. (1)②に掲げる評価を判断できる専任補助者の資格、工事の経験、及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3【専任補助者用】に記載すること。記載する同種工事の経験の件数は1件とする。また、専任補助者の場合も配置予定技術者に求められる資格取得の公的証明書の写しを添付すること。

専任補助者を配置した場合の5. (1)②に対する評価は、配置予定技術者に替えて、専任補助者に関する全ての項目を評価する。

配置予定技術者に求められる直接的かつ恒常的な雇用関係が入札の執行日以前に3ヶ月以上あることを明示できる資料(監理技術者資格者証の裏表又は健康保険被保険者証（保険証（写）の保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施してから提出すること）)の写しを添付すること。その明示がなされない場合は入札への参加は認めない。なお、恒常的な雇用関係とは入札執行日を基準とし入札執行日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることである。

- エ) 配置予定技術者（専任補助者を含む。）として複数の候補技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。配置予定技術者として認められた者のうち、資格・経験等が一番低いと判断される者で審査・評価する。また、専任補助者を複数配置して認められた場合も、そのうちの資格・経験

が一番低いと判断される者で審査・評価する。

- オ) 同一の技術者（専任補助者を含む。）を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、入札書投函後開札までの期間及び入札保留がなされている期間において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに書面によりその旨の申し出（理由：技術者の重複）を行うこと。

なお、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。ただし、当該申請書の取下げや書面による申し出が無く、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

- カ) 配置予定技術者（専任補助者を含む。）の実績を監理技術者（主任技術者）又は、現場代理人、担当技術者における場合の実績で申請する場合は、施工実績で求められている条件を現場において従事したことが証明できる資料（実施工工程表等の従事期間が確認できる資料等。）の写しを添付すること（コリンズで工期の1／2以上従事していることが分かれば実施工工程表等は添付しなくてよい。）。この場合の従事とは、求められている実績の施工期間の1／2以上を従事期間とする。それ未満の従事期間の場合は、施工実績として認めない。

ただし、平成21年8月の新システム以前の簡易コリンズの場合は、配置予定技術者が同種工事に従事していたことが証明できる実施工工程表（竣工時で、配置予定技術者が確認できるもの）・施工計画書（竣工時で、打合せ簿及び組織表など配置予定技術者が確認できるもの）等の写しを別記様式3に添付すること。

②-1 継続教育（CPD）

継続教育（CPD）の評価については、技術資料提出期限日から過去1年間に発行された証明書を提出するものとする。評価は、「建設系CPD協議会」のうち単位証明を発行している団体からの証明書で、かつ、証明書を発行した団体が推奨している単位（ユニット等）を満足している者を評価するものとする。

※技術資料提出時の留意事項について

- 各団体の推奨単位取得を証明する「単位取得証明書（以下、証明書という。）」の証明日が技術資料提出期限の過去1年以内のものを評価する。
- 推奨単位には、各団体で1年、2年、5年等あるので、いずれの実績でも評価するが、証明書が何年間の実績で申請しているのか明確にすること。
- 証明書における証明期間が複数年の場合は、学習履歴明細書を添付すること。

なお、証明期間が複数年の場合は、技術資料提出期限日から過去1年間における受講実施日の日付が含まれていること。含まれていない場合は評価しない。

- ②-2 特例監理技術者の配置を行う場合は、4.(5)(6)の規定を満たすことを確認するため、別記様式3-3を提出すること。

③ 契約書の写し

①の同種工事の施工実績及び②の配置予定技術者の工事経験として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が、一般財團法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（コリンズ）」に竣工登録されて同種工事の施工実績が証明できる場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

④ 地元資材の活用比率評価（別記様式5-3）

本工事において使用する全資材の品目数（ただし、個々の資材の数量は関係なし。）を沖縄県内に本店を有する企業から調達する予定の割合について、元請が目標値を設定し、その目標値により評価する（複数の記載がある場合は評価しない。）。

なお、本様式提出後に、記載された地元資材活用比率に変更があった場合は、入札時において工事費内訳書と同時に、修正した様式及び資材リスト（参考）を提出するものとし、その場合、加算点の見直しを行う。

⑤ 安全管理等の状況（別記様式6）

技術資料等の提出期限日から過去3ヵ月間における受注工事の中で、沖縄県内での工事事故及び粗雑工事の状況（建築工事、民間及び米軍工事は除く。）（記述方法任意）

⑥ 工事成績

ア) 同一工種（造園工事）の工事成績詳細は様式を確認すること。

◇企業の工事成績（別記様式7-1）

・過去4年度間（令和2～5年度）に完成した全ての工事：沖縄総合事務局開発建設部及び開発建設部の事務所（いずれも港湾空港関係を除く。）の発注した工事

◇配置予定技術者（専任補助者）の工事成績（別記様式7-2）

・過去8年度間（平成28～令和5年度）に完成した役職経験のある工事（1件）

：沖縄総合事務局開発建設部及び開発建設部の事務所又は国土交通省（いずれも港湾空港関係を除く。）の発注した工事

なお、複数の工事成績を記載した場合は、一番低い工事成績で審査・評価するので注意すること。

国土交通省の施工実績を申請する場合は、工事成績評定通知書の写しを添付すること。

ただし、専任補助者（現場代理人との兼務は認める。）を配置する場合は、専任補助者のものを記載することとし、記載がない場合には評価しない。

過去8年度間に完成した役職経験のある工事とは、配置予定技術者（専任補助者）が監理技術者（主任技術者）又は、現場代理人として、施工期間の1／2以上従事した工事とする。それ未満の従事期間の場合は、実績として認めない。

◇共同企業体での成績は、各構成員の実績として評価する。なお、構成員としての成績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

◇経常JVで、企業体としての過去の実績がない場合は、全構成員の実績の平均により評価する。なお、実績がない構成員は60点として評価され平均が算出される。

イ) 実績申請書

◇企業の実績申請書（別記様式7-1-1）

当該工事への申請内容が、令和6年5月1日以降に公告された案件で既に沖縄総合事務局開発建設部又は沖縄総合事務局開発建設部の事務所（港湾空港関係を除く。）に提出した「様式7-1：企業の工事成績」と同じ申請内容の場合は、「別記様式7-1-1：実績申請書」を添付することにより、工事成績評定通知書等の写しを省略できる。ただし、別記様式7-1-1を提出する場合には別記様式7-1も併せて添付すること。別記様式7-1が添付されていない場合は実績なしとして評価する。

⑦ 表彰（別記様式7-3）

沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く。）での同一工種（造園工事）の表彰受賞の有無（記述方法任意）

◇優良施工工事表彰、安全施工工事表彰、ICT活用工事表彰：過去2年度間の受

賞実績

(令和4・5年度の完成工事で、表彰を令和5・6年度に受けたもの。)

◇インフラDX大賞（工事・業務部門）の受賞実績：過去3年度間の国土交通大臣賞、優秀賞の受賞実績（令和3・4・5年度の完成工事で、表彰を令和4・5・6年度受けたもの。）

◇優秀工事技術者表彰、又は若手優秀技術者表彰、又は海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度による表彰：配置予定技術者における過去4年度間の受賞実績（令和2・3・4・5年度の完成工事で、表彰を令和3・4・5・6年度に受けたもの。）

ただし、専任補助者（現場代理人との兼務は認める。）を配置する場合は、専任補助者のものを記載することとし、記載がない場合には評価しない。

◇共同企業体での受賞実績は、各構成員の実績として評価する。なお、構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

◇経常JVの評価は、経常JVもしくは各構成員のうち1社が受賞実績を有していれば評価する。

⑧ 低入札工事の工事成績（別記様式7-3）

沖縄総合事務局開発建設部又は開発建設部の事務所（港湾空港関係を除く。）における過去2年度間（令和4・5年度の完成工事を対象）の低入札工事の工事成績（記述方法任意）

⑨ ISO認証取得状況（9001、14001）（別記様式7-3）

ISO9001認証あるいはISO14001認証を取得している場合は、取得している認証項目を記載（記述方法任意）するとともに、認証の取得に係る登録証の写しを添付すること。
なお、技術資料提出期限日に登録証が有効期限切れである場合は、評価しない。

⑩ 災害協定締結（別記様式7-3）

沖縄総合事務局、沖縄県、県内市町村と災害協定を締結している場合は、その協定名を記入し、それを証明する書類（所属する法人格を有する団体等が協定を締結している場合、その団体等が発行する協定締結証明書等（技術資料等の提出期限日から過去2年以内。）、又は、その協定書及び最新の協会員名簿の表紙と貴社名が記載されている箇所の写し。）を添付すること。

⑪ 地域内における本支店、営業所等の有無（別記様式7-3）

国頭村、東村、大宜味村、名護市、今帰仁村、本部町、宜野座村、恩納村、金武町内に建設業法に基づく本店の有無、名称、所在地、電話番号を記入すること。

⑫ 登録基幹技能者の活用（別記様式7-4）

本工事において、登録基幹技能者が従事する期間について、選択すること。

⑬ 難工事の施工実績（別記様式7-5）

技術資料等の提出期限から過去1年間において、「難工事」に指定された、沖縄総合事務局開発建設部（港湾・空港事業を除く）の完了工事の実績の有無について記載する。

評価対象工事は、技術資料等の提出期限から遡って、工期末日が1年以内の工事とする。

なお、工種はこだわらず、1件のみとする。

ただし、当該工事が65点未満の完了工事は、対象外とする。

実績を有する場合、工事名称、コリンズ登録番号、工事成績を記入し、「難工事」指定された工事の入札公告又は入札説明書及び工事成績評定通知書の写しを添付すること。

⑭ 週休2日工事の施工実績（別記様式7-5）

技術資料等の提出期限から過去1年間において、「週休2日実施証明書」の交付を受けた、沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港事業を除く。）（※工事成績評定点が65点未満は対象外。）及び沖縄県土木建築部（港湾空港事業を除く。）の実績の有無について記載する。

なお、工種はこだわらず、1件のみとする。

ただし、週休2日実施内容が「通期の週休2日（4週8休）かつ現場一斉閉所日を達成以上の実績」又は「通期の週休2日（4週8休）を達成」実績のみとする。

実績を有する場合は、工事名称、コリンズ登録番号、工事成績（沖縄総合事務局発注工事の場合。）を記入し、週休2日実施証明書及び工事成績評定通知書の写し（沖縄総合事務局発注工事の場合。）を添付すること（※週休2日実施証明書：令和2年4月1日以降に公告され、週休2日の達成を確認した完成工事に対し、成績評定通知書とあわせて交付するもの。）。

⑯ 賃上げの実施表明（別記様式13-①②）

ア) 本評価項目で加点を希望する入札参加者は、様式13-①又は様式13-②の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者をいう。

なお、本項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やかに契約担当官等が確認を行う。本項目で加点を受けた落札者は、以下に示す書類を事業年度等が終了した後、下記に定める期限までに契約担当官等に提出するものとする。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料等を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から3か月以内に契約担当官等に提出すること。ただし、法人税法（昭和40年法律第34号）第75条の2の規定により申告書の提出期限の延長がなされた場合には、契約担当官等への提出期限を同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長するものとする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「○A 傅給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする。暦年単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料等を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から3か月以内に契約担当官等に提出すること。

イ) 中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は「法人事業概況説明書」の「合計額」と、暦年単位の場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「支払金額」とする。

ウ) 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができ

る。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別紙Aのとおりである。

- エ) 上記の期限までに書類が提出されない場合又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点する割合よりも大きな割合（1点大きな配点）の減点を行う。

なお、共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

- オ) 経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か曆年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

- カ) 「表明書」の提出期限、提出場所及び提出方法

上記(1)と同じ。

- キ) 以下の例に示すような、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかつた者については、減点措置を課さないこととする。

- (1) 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。
- (2) 各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。
- (3) (1)及び(2)に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名または記名・捺印した理由書の提出があり、契約担当官等が必要ないと認める場合には減点措置を課さないこととする。
- ① 自然災害（風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等）や人為的な災害（火災等）等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合
- ② 主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合
- ③ 資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合 など
- ※ 「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。
- ※ 個別具体的な天災事変等が(1)及び(2)に相当すると認められるかどうかについては、別途周知する。
- ※ (1)から(3)は例示であり、これ以外の事象等についても別途周知する可能性がある。

⑯ 参考見積書の提出（別記様式16）

本競争の参加希望者は、本工事に係る参考見積書を別記様式16に記載の上、技術資料等と併せて連番でページ数を記載し提出するものとする。（押印は求めない。）なお、

当見積り結果等により決定した歩掛は、令和7年2月10日（月）に開示する。

なお、本入札説明書に記載の複数の工事に申請する場合は、工事毎に提出すること。
当資料については、技術評価点に関係するものではないが、参考見積書が提出されない場合は不合格とする（規格や数量など、記載を求めている項目が抜けている場合も同様とする。）。

- (5) 競争参加資格の確認は、申請書及び技術資料等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和7年2月7日（金）に原則として電子入札システムにて通知する（ただし、書面により申請した場合は、書面にて通知する。）。
- (6) その他
- ① 申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び技術資料等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された申請書及び技術資料等は、返却しない。
 - ④ 提出期限以降における申請書又は技術資料等の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑤ 申請書及び技術資料等に関する問い合わせ先は7. に同じ。
 - ⑥ 電子入札システムにより申請書及び技術資料等を提出する場合は、以下に留意すること。
 - (ア) 申請書及び技術資料等の全てに連番でページ数を記載の上、PDFファイルにまとめて1つのファイルで提出すること。契約書印等があるものについては、スキャナーで読み込んでもよいものとする。ただし、不鮮明なものは評価しない場合がある。
なお、添付ファイルとしての容量は10MB以内とする。申請書類が指定のファイル容量で収まらない場合は、またはPDFファイル作成が困難な場合は、申請書類の全てを令和6年12月18日（水）から令和7年1月16日（木）17時00分必着で持参又は郵送すること（期間最終日の受付は12時00分まで）（郵送の場合は書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）。持参又は郵送での提出とする場合には、必要書類の一式を持参又は郵送するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。
持参又は郵送の際の送付先は7. と同じとする。持参又は郵送で申請書類を提出した場合は、電子入札システムにより、申請書として以下の1)～4)の内容を記載した書面（別記様式－8）のみを送信すること。
 - 1)持参又は郵送する旨の表示
 - 2)持参又は郵送する書類の目録
 - 3)持参又は郵送する書類のページ数
 - 4)発送年月日
 - (イ) 申請書の表紙の押印については、電子認証書が実印と同等の機能を有するので不要である。ただし、指定の容量を超過して持参又は郵送による場合は、押印すること。
なお、本件責任者及び担当者を記載することで、押印は省略できる。
 - (ウ) 本入札説明書に記載の複数の工事に参加を希望する場合は、工事毎に電子入札システムにて申請すること。

9. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。
- ① 提出期限：令和7年2月17日（月）17時00分まで。
 - ② 提出場所：7. に同じ。
 - ③ 提出方法：原則として電子入札システムにより提出すること。ただし、書面により申

請した者は書面（様式自由）を持参することにより提出することができるが、郵送又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

(2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和7年2月20日（木）までに説明を求めた者に対し電子入札システム又は書面により回答する。

10. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

① 提出期間： 令和6年12月17日（火）から令和7年2月18日（火）まで。
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
9時00分から17時00分まで。

② 提出場所： 7. に同じ。

③ 提出方法： 原則として電子入札システムにより提出すること。ただし、書面により
申請した者は書面（様式自由）を持参することにより提出することができるが、郵送又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。
なお、原則として電話による質疑は受け付けない。

④ 回 答： 質問に対する回答は、隨時、原則として電子入札システムにより回答する。ただし、書面での質問に対する回答は、書面で行う。

⑤ 回答期限： 令和7年2月19日（水）まで。

(2) 電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な工事名などの記載により、業者名が類推される場合も含む）を記載しないこと。
このような質問があった場合には、その者の行った入札を無効とすることがある。

(3) 上記(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

① 期 間： 令和6年12月17日（火）から令和7年2月21日（金）までの土曜日、
日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

② 場 所： 〒905-0019 沖縄県名護市大北3丁目19番8号
沖縄総合事務局 北部ダム統合管理事務所 総務課

11. 入札及び開札の日時及び場所等

入札書は、原則として電子入札システムにより提出、あるいは紙により持参すること。

(1) 日 時： ① 入札書の締切りは、令和7年2月25日（火）15時00分。

② 開札は、以下のとおり行う。

・令和6・7年度羽地・大保・漢那・金武ダム植栽管理工事

令和7年2月28日（金）10時00分。

・令和6・7年度北部5ダム植栽管理工事

令和7年2月28日（金）14時00分。

(2) 場 所： 紙による持参の場合は、沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所総務課へ持
参すること。開札は、北部ダム統合管理事務所入札室にて行う。

(3) その他： 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官に
より競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。
電子入札の場合は、当該通知書は不要。

12. 入札方法等

(1) 入札書は、原則として電子入札システムにより提出すること。ただし、沖縄総合事務局
北部ダム統合管理事務所長の承諾を得た場合は、入札書を持参することもできる。電送

- (ファクシミリ)による入札は認めない。郵送の場合は、入札書提出期限内の必着とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とし、それまでに落札者がないときは予決令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

13. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行那覇支店、名護代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 沖縄総合事務局開発建設部）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁沖縄総合事務局開発建設部）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とする。

14. 工事費内訳書の提出

業務委託料がある場合は、その内訳書も含む。ただし、概略発注方式となっている項目の内訳書については提出する必要はない。

本工事は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（原則Excel2016形式以下で、業務委託料がある場合はシートを分けて1つのファイルにまとめる。）の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。

- (1) 本工事の入札参加者は、第1回の入札書提出時に以下の内容で作成した工事費内訳書を添付し、同時送付すること。
- なお、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
- 入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。
- 紙による入札参加者が1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、再度入札を辞退したものとして取り扱う。
- (2) 工事費内訳書の様式は、（別記様式9）を参照すること。
- (3) 施工体制確認型総合評価方式を行う場合、工事費内訳書は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書の参考図書として提出を求めるものであり、開札時までに、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書が提出されないとときは、第一回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出が上記(1)に違反して行われず、競争契約入札心得第6条第1項第5号に該当するものとして入札を無効とする場合を除き、価格以外の要素として提示された技術資料等の審査を行うことなく施工体制評価点を0点とするとともに、加算点についても0点とする場合がある。
- (4) 電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要である。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載

するとともに、押印するものとする。

なお、本件責任者及び担当者を記載することで、押印は省略できる。

- (5) 入札参加者は押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、契約担当官又は分任支出負担行為担当官（これらの者の補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、次表各項に掲げる場合に該当するものについては、競争契約入札心得第6条第1項第5号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。また、工事費内訳書を必要に応じて公正取引委員会に提出する場合がある。

項目	No	細目
1 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書、指名通知書等に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

- (6) 工事費内訳書の内容は、数量総括表に掲げる工事区分、工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を表示する。

15. 開札

開札は、11. に掲げる日時及び場所において行う。開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて開札を行う。ただし、発注者の承諾を得て、紙による入札を行う場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。開札結果については、発注者から連絡する。

16. 入札の無効

本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は技術資料等に虚偽の記載をした者のした入札、並びに別冊現場説明書及び別冊沖縄総合事務局開発建設部競争契約入札心得において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

17. 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、上記5.に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、上記5.に定める方法によって算出された評価値をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、別紙のとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

- (2) 非落札者のうち落札者の決定結果に対して不服があるものは、北部ダム統合管理事務所長に対して非落札者となった理由について、次により説明を求めることができる。

- ① 提出期限：落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
② 提出場所：7.と同じ。
③ 提出方法：原則として電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式の場合は書面（様式は自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。
④ 回答方法：①の提出期限の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、原則として電子入札システムにより回答する。なお、紙入札方式の場合は書面により回答する。

18. 落札決定通知

開札後、施工体制の評価を行った後に、次のとおり落札決定を通知する。ただし、先に落札決定通知を行う工事が施工体制確認の審査に移行した場合は、それ以降の工事の落札決定は保留する。

- (1) 通知年月日 令和7年3月3日（月）
(2) 通知順番 ① 令和6・7年度羽地・大保・漢那・金武ダム植栽管理工事
 ② 令和6・7年度北部5ダム植栽管理工事
(3) 通知年月日を変更する場合は別途連絡する。配置予定技術者が他の工事を落札したことにより配置できなくなった場合は、速やかに申し出ること。
(4) 上記(2)①の工事の落札決定を受けた者は、それ以降の工事の入札は無効とする。

19. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、専任の配置予定技術者の配置が義務づけられている工事において、コリンズ等により配置予定技術者（専任補助者を含む。）の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者（専任補助者を含む。）を変更する場合は、4.(5)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。なお、正当な理由がなく工事着手時に配置予定技術者（専任補助者を含む。）を配置されない場合は、工事成績

評定点から 5 点を限度に減点することがある。

20. 別に配置を求める技術者

専任の配置予定技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が沖縄総合事務局管内で入札日から過去 2 年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、配置予定技術者とは別に、4. (5) に定める要件と同一の要件（4. (5)②に掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で 1 名現場に配置することとする。

(1) 65 点未満の工事成績評定を通知された企業。

(2) 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。

(3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は沖縄総合事務局開発建設部長から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業。

(4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業。

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、上記の技術者を求められた場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

21. 手続における交渉の有無

無。

22. 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

なお、別冊契約書案における第 5 条第 3 項及び第 4 項の使用を希望する場合は、落札決定後に以下の手続を取るものとする。

- (1) 別冊契約書案第 5 条第 3 項及び第 4 項の使用を希望する落札者は、落札決定の日から 2 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）にその旨を申し出なければならない。
- (2) (1) の申出があった場合、分任支出負担行為担当官は落札者が契約を確実に履行する体制を有しているか否かを確認する調査を実施するものとする。
- (3) 落札者は調査の実施に協力し、落札決定の日から 5 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に必要な書類を提出すること。
- (4) (2) の調査の結果、請負代金債権が工事の施工以外の目的で使用されるおそれがあると認められるときは、別冊契約書案第 5 条第 3 項及び第 4 項を削除して契約を締結するものとする。

22-2. 電子契約について

- (1) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。
- (2) 電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、紙契約方式承諾願（別記様式 10）を提出しなければならない。
- (3) 紙契約方式に当たって使用する契約書は、別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

23. 支払条件

前払金一一有	又は	前払金一一有
中間前払金一無		中間前払金一有
部分払一一有		部分払一一無

※なお、令和6年度の前金払いは行わない。

24. 火災保険の要否

否。

25. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
無。

26. 再苦情申立て

沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所長からの競争参加資格の非認定理由の説明に不服がある者は、非認定理由の説明に係る書面を受け取った日から7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により、また、非落札者のうち、落札者の決定結果の説明に不服があるものは、非落札者通知に対する回答を受け取った日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面により、沖縄総合事務局開発建設部長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

① 苦情申立ての受付窓口及び受付時間

受付窓口： 沖縄総合事務局 開発建設部 管理課 契約管理官
受付時間： 9時00分から17時15分まで。

② 苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先

入手先： 沖縄総合事務局 開発建設部 管理課 契約管理官
電話098-866-0031（代表）（内線）2356又は098-866-1901（直通）

27. 関連情報を入手するための照会窓口

上記7. に同じ。

28. 総合評価に関する事項

施工条件の変更、災害等、請負者の責に帰さない事由により、技術資料等に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

29. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊沖縄総合事務局開発建設部競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、これを遵守すること。
- (3) 申請書又は技術資料等に虚偽の記載をした場合等においては、指名停止措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。
- (4) 落札者は、8. (4)の資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。
- (5) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (6) 本工事の詳細図面等については、分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局北部ダム統

合管理事務所長が通知した競争参加資格確認を受けた業者のうち参加資格を有する業者に対して電子入札システムにより交付する。ただし、やむを得ず書面による交付を希望する場合は、あらかじめその旨を以下へ申し込みを行った上、次により入手することができる。

① 期 間：令和7年2月10日（月）から令和7年2月21日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

② 場 所：〒905-0019

沖縄県名護市大北3丁目19番8号

沖縄総合事務局 北部ダム統合管理事務所 総務課

電話0980-53-2442（代表）

③ 方 法：交付場所で直接受領するものとする。

(7) 契約後VEの提案

契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

(8) 本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

1) 落札者は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を希望するときは、沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所長に対し、工事請負契約締結日から14日以内に次の①から⑥までに掲げる書類を添えてその承認の申請をすることができる。ただし、③及び④に掲げる書類については、①に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。

① ISO9001認証の取得に係る登録証の写し

② ISO9001の審査に係る次の書類

イ 直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。）の写し

ロ イの審査に係る合否判定結果の写し

③ 本工事を担当する内部組織がISO9001認証を取得している場合にあっては、その旨を示す書類

④ ISO9001認証の範囲が、本工事の内容に一致していることを示す書類

⑤ 申請日の前年度及び前々年度に沖縄総合事務局開発建設部、国土交通省の官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事（港湾空港工事を除く。）を完成し、その成績評定を受けている場合においては、すべての工事成績評定通知書の写し

⑥ ⑤の成績評定を受けていない場合において、ISO9001認証の取得以降に沖縄総合事務局開発建設部、国土交通省の官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事（港湾空港工事を除く。）の成績評定を受けているときは、当該成績評定に係る直近の工事成績評定通知書の写し

2) 沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所長は、この取扱いの適用が適當と認めたときは、申請日から14日以内に承認し、その旨を申請者に通知する。

3) 沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所長は、この取扱いの適用が適當でないと認めたときは、申請日から14日以内に、理由を付して、その旨を申請者に通知する。

(9) 電子入札システムは土曜日、日曜日及び祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時00分から18時00分まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場

合、稼働時間を延長する場合は、国土交通省電子入札システムホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

国土交通省電子入札システムホームページ <https://www.e-bisc.go.jp>

(10) システム操作上の手引きとしては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、国土交通省電子入札システムホームページでも公開している。

(11) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。

- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

国土交通省電子入札システムヘルプデスク 電話03-3798-9476

国土交通省電子入札システムホームページ <https://www.e-bisc.go.jp>

- ・ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先

取得しているICカードの認証機関。ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所 総務課 電話 0980-53-2442（代表）へ連絡すること。

(12) 次のホームページにて「電子入札運用基準」を掲載しているのでダウンロードして紙入札方式参加承諾願等の必要書類を入手すること。

- ・沖縄総合事務局開発建設部ホームページ <http://www.ogb.go.jp/kaiken>

(13) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、次に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず、確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

- ・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

- ・競争参加資格確認申請書受付票

- ・競争参加資格確認通知書

- ・辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

- ・辞退届受付票

- ・日時変更通知書

- ・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

- ・入札書受付票

- ・入札締切通知書

- ・再入札通知書

- ・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

- ・落札者決定通知書

- ・決定通知書

- ・保留通知書

- ・取止め通知書

(14) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙による持参が混在する場合があるため、発注者から指示する。

開札時間から30分後には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。

(15) 落札となるべき最も高い評価値の者が2者以上ある時は、「くじ」へ移行する。

「くじ」の日時及び場所については、発注者から電話等により指示する。

(16) 低入札価格調査を受けたものとの契約については、別冊契約書案第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第6項、第7項及び第8項もこれに準じて割合を変更する。

- (17) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

1. 確認書類の提出方法

- 賃上げ実績の確認時、税理士又は公認会計士等の第三者により、「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」とが明記された書面（様式-14）を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出。
- ※内容について、必要に応じて受注者側に確認を行う場合がある。
- ※仮に制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であってもその後に減点措置を行う。
- ※なお、賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって賃上げ実績を証明することも可能である。

2. 「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

- 中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能。
- 各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価することも可能。
- 入札説明書等に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価することも可能。

- ※なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は経理担当者の記名捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するものである。
- ※例えば、役員報酬を上げるのみとなっているなど、実態として従業員の賃上げが伴っていないにも関わらず、実績確認を満足するために恣意的に評価方法を採用することや賃上げを表明した期間の開始前の一定期間において賃金を意図的に下げる等により賃上げ表明期間の賃上げ率の嵩上げを図ること等は、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為と見なされる。
- ※ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断することも可能とする。

(具体的な場合の例)

(○各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価することも可能)

- ・ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等は、継続雇用している給与等受給者への支給額で給与総額等を評価する。
- ・定年退職者の再雇用などで給与水準が変わる者を除いて給与総額等を評価する。
- ・ワーク・ライフバランス改善の取組を考慮するため、育児休暇や介護休暇の取得者など給与水準が変わる従業員等を除いて給与総額等を評価する。
- ・働き方改革を進める中で、時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応する

ため、計画的に超過勤務を減らしている場合については、超過勤務手当等を除いて給与総額等を評価する。

- ・災害時には昼夜を問わず、一時的に人員も増強してその対応に従事することが求められ、その対価として超過勤務手当等が従業員等に支給される。災害対応は、自ら制御できない年変動があり、このような場合、超過勤務や一時雇用を除いて給与総額等を評価する。
- ・業績に応じて支給する一時金や賞与等を除いて給与総額等を評価する。

(○入札説明書等に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価する)

- ・実績確認に用いるとされた主要科目に一部の従業員の給与が含まれない場合、別途これを考慮して評価する。
- ・実績確認に用いるとされた主要科目に外注や派遣社員の一時的な雇い入れによる労務費が含まれてしまう場合、これを除いて評価する。
- ・実績確認に用いるとされた主要科目に退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれてしまう場合は、これを除いて評価する。
- ・役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合は、これを除いて評価する。
- ・令和6年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和6年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。
- ・事業年度開始月より後の賃上げについて、次のいずれにも該当する場合には、事業年度開始月よりも後の賃上げ開始月から1年間の賃上げ実績を評価することができる。
 - ①契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること。
 - ※暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内に賃上げが行われていること。
 - ②例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること。（意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと。）
 - ※この場合の賃上げ実績の確認時期は、事業年度終了後を基準とするのではなく、実際の賃上げ実施期間の終了時を基準とするため、確認書類の提出期限は、賃上げ実施期間終了月の月末から3か月後までとする。

※なお、上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない。